

名古屋学芸大学単位の認定に係る成績評価に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学学則第22条に規定する単位の認定に係わる成績評価について必要な事項を定めることを目的とする。

(成績評価の方法)

第2条 成績評価の方法は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート試験、作品審査、その他の方法によるものとし、授業担当教員が最も適切と認める方法で実施し、成績評価を行う。

(成績評価を受けることのできる資格)

第3条 前条の成績評価を受けることできるのは、学則第21条に定めるところにより履修登録をした授業科目とする。

2 次の各号の一に該当するときは、成績評価を受けることができない。

- 一 授業料等納付金を納入していない者
- 二 授業時数の3分の1を超える時数を欠席した科目

第2章 成績評価

(成績評価)

第4条 成績評価は、第2条により次の基準により行う。

A+	90～100点	合格
A	80～89点	合格
B	70～79点	合格
C	60～69点	合格
D	59点以下	不合格（再評価を実施）
E		不合格（再評価を実施できないもの）
F		出席不足による不認定
H		保留
T		認定

(保留)

第4条の2 保留とはやむをえない事由により当該期に評価が行なえない場合において、評価を留保し当該期以降の期に成績評価を行なうことを言う。

2 保留の場合は、原則として当該科目の授業担当者が評価を出すものとする。

3 保留にできる授業科目は、原則として必修科目に限る。

4 保留評価とした授業科目については、原則として授業担当者が翌学期までに学修指導を行ったうえで最終の成績評価を提出することとする。

第3章 再評価

(再評価)

第5条 各期間内に不合格となった者は、原則としてその期間内に再度評価を受けることができる。

(再評価の願い出)

第6条 再評価を受けようとする者は、再評価願に別に定める再評価手数料を添えて提出しなければならない。

2 第2条に定める成績評価の方法のうち、筆記試験、口述試験、実技試験等、成績評価対象とする試験を公欠にあたる事由で受けられない場合は再評価を受けることができる。その場合、再評価手続き料は不要とする。

第4章 細則

(細則)

第7条 この評価に定めるもののほか、成績評価について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から一部改正施行する。